

介護保険の要支援・要介護認定を受けている皆さんへ

## 8月から利用者の自己負担に関する制度が変わります

### 1 高額介護(予防)サービス費の見直し

#### 高額介護サービス費の上限額が一部変わります

高額介護サービス費は、世帯の同じ月に利用した介護サービスの利用者負担額が、設定された上限額を超えた場合、超えた額が支給される制度です。今回の見直しは、現役並み所得者の区分を細分化するもので、現行の利用者負担の上限額は、年収約383万円以上の場合一律で4万4,400円でしたが、8月利用分から右表のように細分化されます。

#### ▶変更後の利用者負担の上限額(1カ月当たり)

利用者負担段階区分	上限額(世帯合計)
年収約1,160万円以上	140,100円
年収約770万円以上約1,160万円未満	93,000円
年収約383万円以上約770万円未満	44,400円

※一般所得段階以下は、変更ありません。

### 2 介護保険負担限度額認定証の発行条件の見直し

#### 介護施設を利用したときの居住費・食費の自己負担限度額が変わります

利用者負担段階が細分化され、食費等の限度額が変更となります。併せて利用者負担段階ごとに預貯金等の合計額の基準額が設けられます。

#### ▶変更後の居住費・食費の自己負担限度額(1日当たり)

利用者負担段階		居住費				食費
		従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
第1段階	■生活保護受給者 ■高齢福祉年金受給者で、世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が住民税非課税の方	490円 (320円)	0円	820円	490円	300円
第2段階	世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下の方	490円 (420円)	370円	820円	490円	390円 【600円】
第3段階	① 世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	650円 【1,000円】
	② 世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が120万円を超える方	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	1,360円 【1,300円】

※ ( ) 内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合、または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

※ 【 】 内の金額は、短期入所生活介護、または短期入所療養介護を利用した場合の額です。

#### ▶預貯金等の基準額

利用者負担段階	預貯金等の基準額	
	単身	夫婦合計
第1段階	1,000万円以下	2,000万円以下
第2段階	650万円以下	1,650万円以下
第3段階	① 550万円以下	1,550万円以下
	② 500万円以下	1,500万円以下

※第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の基準額が単身1,000万円以下、夫婦合計2,000万円以下となります。

## お知らせします！ 令和3年度の介護保険料

介護保険は、3年ごとに介護保険事業計画の見直しが行われ、本年度から、第8期事業計画(計画期間：令和3年度～令和5年度)がスタートしました。これに伴い介護保険料が改定され、右表のとおりとなります。

#### 介護保険とは

『介護保険法』で定められている制度で、40歳以上の方が全員納める保険料と、国や地方公共団体の負担金、利用者負担を財源に運営されています。この制度は、高齢者の介護を社会全体で支える「支え合いの制度」で、サービスを利用されていない場合でも、40歳以上の方から保険料を納めていただきます。

#### 保険料の納め方

原則、特別徴収となります。納付方法は法律で定められているため、個人で選択することはできません。  
※65歳になった年度や転入された方は、特別徴収に切り替わるまでの間、普通徴収となります。

#### 【特別徴収】 年金からの天引き

年金が年額18万円以上の方は、特別徴収となります。年金からあらかじめ天引きされますので、納めに行く必要はありません。

介護保険料は、収入や世帯状況の変動等により、年度間で大きな差が生じることがあります。特別徴収では、これを解消し、できるだけ均等にするため8月の年金天引き額を調整する場合があります。

#### 【普通徴収】 納付書納付または口座振替

年金が年額18万円未満の方、高齢福祉年金および恩給のみ受給されている方等は普通徴収となります。納付書を送付しますので、納期限までに金融機関等で納付してください。なお、口座振替が利用できます。詳しくはお問い合わせください。

#### ▶普通徴収の納期限(令和3年度)

期別	1期	2期	3期	4期
納期限	8月2日	8月31日	9月30日	11月1日
期別	5期	6期	7期	8期
納期限	11月30日	12月27日	1月31日	2月28日

※新型コロナウイルス感染症の影響により、介護保険料の納付が困難な方は、大里広域市町村圏組合介護保険課までご相談ください。

#### ▶令和3年度介護保険料

所得段階	対象者	年額保険料(保険料率)
第1段階	■本人および世帯全員が住民税非課税で、 ⇒高齢福祉年金受給者 ⇒前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 ■生活保護受給者	年額20,880円 (基準額×0.3)
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	年額31,320円 (基準額×0.45)
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	年額48,720円 (基準額×0.7)
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	年額62,640円 (基準額×0.9)
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	年額69,600円 (基準額)
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	年額83,520円 (基準額×1.2)
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	年額90,480円 (基準額×1.3)
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	年額104,400円 (基準額×1.5)
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上600万円未満の方	年額121,800円 (基準額×1.75)
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の方	年額132,240円 (基準額×1.9)

※合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る所得が含まれる場合は、これらの所得金額から10万円を控除した金額(控除後の額が0円を下回る場合は0円)で所得段階を判定します。

☎ 大里広域市町村圏組合介護保険課(☎501・1330)、福祉課(☎581・2121内線123・124)

☎ 大里広域市町村圏組合介護保険課(☎501・1330)、福祉課(☎581・2121内線123・124)